

## 観光支援事業（ふっこう割）について

### 1 目的

令和元年10月の台風第19号がもたらした被害により、交通網への影響もあいまって、被災地域には観光需要の落ち込みが見られることから、災害起因のキャンセルが発生している被災地域において、国の「令和元年台風第15号及び第19号観光支援事業費補助金」を活用して、国内及び外国人旅行者を対象とした旅行・宿泊料金の割引を支援することで、観光需要を喚起する。

### 2 事業内容

#### (1) 支援内容

##### 旅行・宿泊料金の割引支援

被災地域における一泊以上の旅行・宿泊商品を対象に、旅行・宿泊料金を一人一泊あたり最大5,000円支援



【支援金額】（予算額：2億3,400万円（うち支援額2億1,457万円））

旅行・宿泊商品	支援金額
6,000円未満の旅行・宿泊	なし
6,000円以上10,000円未満の旅行・宿泊	3,000円
10,000円以上の旅行・宿泊	5,000円

○支援上限

日本人旅行者 15,000円

外国人旅行者 50,000円

#### (2) 対象地域

災害救助法の適用県内市町村

災害救助法適用市町村 19市町村（11市7町1村）

川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町、愛川町、清川村

#### (3) 実施期間

令和元年12月26日（木）～令和2年2月28日（金）までの宿泊分まで

#### (4) 進捗状況

令和元年12月26日～ 順次販売開始

令和2年1月20日時点 販売予定額の約70.4%（国内分：74.7%、海外分：58.9%）の申込み（ヤフー株式会社、楽天株式会社、株式会社リクルートライフスタイル等では完売の状況）